

平成22年 第1回定例会一般質問

○議長 横尾 武志君

8番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

おはようございます。8番、日本共産党の川上です。一般質問を行います。

まず、第1に町内の道路整備の問題について伺います。

現在、芦屋町の中心部を北から南へ縦貫する国道495号線は、国道3号線の補完道路として北九州響灘工業地帯から芦屋町を通り福岡市を結ぶ重要な道路です。道路の維持や管理、概要工事などが福岡県が実施しています。

また、現在、芦屋橋のかけかえ工事が進行していますが、完成後の供用開始の時期は22年10月末ごろと予定されています。芦屋橋の完成後に芦屋町区域内の国道495号線と他路線とを振りかえる協議が過去に何度か行われたと聞きますが、その経過を伺います。

次に、現在、芦屋町区域内を通る国道495号線には、まだ、歩道の未整備の箇所がたくさん残っています。田んぼの農地箇所や住宅密集地箇所、自衛隊基地隣接箇所、通学道路箇所など、日常生活に交通事故の危険性がつきまっています。特に、芦屋競艇の開催日は御牧大橋から、栗屋、大城など、芦屋町内の周辺の道路は横断歩行ができないくらい大変危険な状況にあります。町として道路を歩道整備について、どのように行っていく考えなのかを伺います。

3点目に、芦屋橋の完成後の取り付け道路の整備については、どのようにするのかを伺います。

次に、町村会をめぐる贈収賄事件について伺います。

市町村の公金を使った官官接待疑惑は、中島前副知事と全国町村会長も務める山本文男添田町長、県町村会会長が逮捕され、贈収賄事件へと発展しました。多くの住民は逮捕容疑とされた後期高齢者医療制度の運用をめぐる贈収賄は氷山の一角ではないかと考えています。長期にわたる多額の現金の授受、裏金接待もいろいろであり、県政の中核が構造的汚職にまみれていたのではないかと大きな疑惑が浮上しています。まさに地方自治を踏みにじる県政史上最悪の汚職事件であり、県民不在の県政を象徴する事件であり、疑惑です。いろいろや接待の原資は公金であり、市町村住民の税金が食い物にされた事件です。山本町村会会長は、3月3日会長職を辞任する意向を表明しましたが、町村会をめぐる贈収賄事件の全容は明らかになっていません。この事件での一番の被害者は町や町民であり、全容解明と再発防止を求める声が高まっています。

そこで、次の点を伺います。

1点目に、事件発覚から現在に至るまでの事実関係の把握はしてあるのか。

2点目に、町長はこの事件についてどう認識しているのか。

3点目に、事件の全容を徹底解明するとともに、町村会に対し外部監査制度、政治倫理規則、職員倫理規則、情報公開制度などの再発防止策を県町村会に要望すること、また、県に対しては特別職と県議を対象とした実効ある政治倫理条例を制定することを求めるべきと思いますが、町長の考えを伺います。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長 大塚 秀徳君

道路整備についての内容説明をいたします。

議員の要旨1、国道495号線その他路線との振りかえの協議はどのようになっているのかというところでございます。

平成21年11月に第1回目の協議を行い、県が考えている振りかえ路線案の提示がなされ、内容としては一般国道495号、主要地方道水巻芦屋線、同じく直方芦屋線、一般県道芦屋港線の4路線の振りかえ案の図面提示がありました。この計画路線に見合う町道路線も選定されていましたが、町としては初めての提示を受けましたので、再協議の計画案で各々の路線延長や面積などの資料提示をするように協議をいたしました。

第2回目の協議は、平成22年2月に開催され、国道、県道の総延長6.6キロメートル、総面積7万4,000平方メートル、町道は総延長3.5キロメートル、総面積6万9,000平米となっております。ただし、この数値は県の計画案に基づくものであり、町としては内部協議が必要となりますので、今後のスケジュールについてはお互いの協議をするということで第2回目の協議が行われています。

以上が、今までの経過報告でございます。

引き続きまして、要旨2の国道495号線には歩道の未整備の箇所が多くあるが、今後どのような整備をするのか、ということでございます。

先般、北九州県土整備事務所と協議を行った結果の報告をいたします。歩道帯のタイプはコンクリートの縁石を連ねて車道と分離する方法と、ガードレールを設置しての方法などがありますが、共に車道幅の確保をしなければならないので、現存の道路幅での道路改良はできないということです。

また、道路沿線の用地買収を行う計画は現在のところありません。

歩道形態の全くない場所について、特に通学路の指定を受けている路線については、排水側溝を含んでの1メートル程度を確保し、カラー舗装による路面表示の手法があるので県としては要旨1で国道、県道との振りかえ路線として今後は町と協議をしながら施工を考慮します、との回

答を得ています。

引き続きまして、要旨3、芦屋橋の完成後の取り付け道路の整備はどのようになるのか、ということですが、県土整備との協議内容でございますが、新しい橋の両岸にできる交差点は、現在の通行している高さより約20センチ程度両岸とも高くなります。このため、遠賀川左岸側の役場方向は約120メートルの取り付け道路が実施されます。この沿線に接続している国道、県道や町道も若干の高さの調整が必要となるためには取り付け道路が実施されます。

また、芦屋橋から遠賀川導流堤に直接つながる歩行者、二輪車専用の道路が約50メートルほど上下流方向側に整備も同時にされます。

同様に、右岸側についても総合体育館側に約120メートルほどの取り付け道路を実施されます。接続している国道、町道も、また高さの調整の工事が実施されます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

それでは、2点目の町村会をめぐる贈収賄事件についての1点目、事件発覚から現在に至るまでの事実関係を把握しているのか、という点についてお答えいたします。

新聞報道等マスコミの情報しか把握しておりませんでした。2月26日に開催されました町村会定期総会で「詐欺事件及び会長起訴について」ということで報告がなされております。

これによりますと、平成21年、昨年11月25日に町村会の前、現職員及び取引業者の4名が町村会に対する詐欺事件で逮捕されたということです。

11月28日には警察で被害確認の上、町村会の会長である山本会長が総額102万8,264円をコピー代名目で詐取されたということで、博多警察署長に被害届を提出しております。

12月16日には先ほど申し上げました4名のうち参事及び元次長が詐欺罪で起訴されております。それと新聞報道によりますと、元総務課長と業者は処分保留で釈放されたということでございます。

2日後の12月18日、この起訴されました参事につきましては、起訴休職処分を行っております。

12月21日、これも警察で被害確認の上、今度は財団法人福岡県市町村振興協会、同じく山本理事長であります。コピー用紙代を架空請求し、184万2,277円を詐取されたということで、同じく博多警察署長に被害届を提出しております。

年が明けまして22年1月7日、先ほど申しました上記4名の方が市町村振興協会に対する詐

欺容疑で再逮捕されております。

1月28日、このうち参事と元次長が市町村振興協会に対する詐欺罪で追起訴されております。なお、元総務課長と業者は起訴猶予処分で釈放されております。

2月に入りまして、2月2日、山本町村会会長及び中島前福岡県副知事が贈収賄容疑で逮捕されております。

それから、2月4日には前町村会事務局長が同じく贈収賄容疑で逮捕されました。

2月12日、この参事と元次長にかかる町村会に対する詐欺行為事件について公判があり、両人は起訴事実を認めております。

これを受けまして2月19日、現職の参事を懲戒免職処分にしております。

2月23日には山本会長、中島前副知事、それから前町村会事務局長が起訴されまして、同日副知事が保釈されております。

翌2月24日の昼ごろ、弁護士を通じて確認いたしましたら、山本会長が保釈されたということで、また、夕刻、前町村会事務局長が同じく保釈されております。

3月に入りまして、3月3日、先ほど議員も言われましたように会長が辞任を表明され、翌3月4日の副会長会議で辞任の申し出あったことが報告されております。

なお、このときに町村会におきましては、引き続き山本康太郎副会長を会長職務代理者として臨時理事会を開催すること、及び各町村の議会日程を配慮しながら速やかに臨時総会を開き、会長選挙等を実施すること。このようなことが決定されております。

経過については以上でございます。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

川上議員の町村会をめぐる贈収賄事件につきましての項目の3項目については、私のほうからお答えいたします。

まず、どう認識されておるかということですが、どう認識、どう理解しているのかということだろうと思いますが、このことにつきましては、今、総務課長が時系列に報告があったとおりでございます。そういうふうに理解しております。

3点目につきましてですが、まず、再発防止対策ということですが、このことにつきましては、この件がありまして緊急理事会等々が開催され、総会等もあっております。その中におきまして町村会といたしましては、まず、再発の防止対策ということで5項目決定いたしております。

まずは、22年度事業計画の基本方針に定めるように、まず組織のあり方等について、規約第

16条に規定する専門の学識経験を有するものによる専門委員会を設置し検討する。2番目といたしまして、職員の意識改革や資質向上のための研修として職員倫理研修や管理職研修を実施し、それから、3項目めといたしまして、公正、適正な財務事務の徹底といたしまして、規約の改正をいたしております。本総会において規約を改正いたしております。22年4月から監事3名のうち1名は外部監事を置くこと。②としまして、財務規定の整備、③といたしまして、今回この詐欺事件が発端となっておりますが、事務用品等のように反復発注するものは年度当初の競争入札により単価契約し、公平、公正の確保と事務の簡素化を図る。

4項目めといたしまして事務決済及び文書管理に関する規定の整備等、組織管理の徹底、5項目めといたしましては関係団体である町村振興協会については、当面評議員委員会及び理事会に諮りながら外部監査の導入、役員構成の見直しを図る。以上、5項目について町村会におきまして取り急ぎ対策が講じられたところであります。

それから、県に対して県政治倫理条例の制定を要望する考えはないのかということですが、このことにつきましては、この条例は知事、県議会議員など公職者としての倫理性などを求める内容であると理解しております。私といたしましては、県の執行部と県議会の判断で条例は制定されるものであると考えますので、福岡県の判断にお任せいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

町長にちょっとお伺いしますが、先ほどの3点目で私は外部監査制度、また、政治倫理規則、職員倫理規則、情報公開制度などの再発防止策を県町村会に要望することというふうに言っております。

それで、外部監査については中で回答があったんですけど、政治倫理規則、また、職員倫理規則、情報公開制度、こういったものを町村会で制定するということを要望するという点についてはいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

川上議員の一般質問の通告書どおりに私は答えたんですが、そのことは通告書に書いてあったんですか。

さしかえられたんですか。というふうに認識しておりますが。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

わかりました。そしたら、その件についてはあとの質問の中で伺います。

それでは、まず、道路整備の問題について伺います。最初に資料の説明をいたしたいと思えます。1ページ、2ページ目に495号線の地図が添付してあります。これは町内の495号線がどこを通っているかということを示したものです。黄色の線で示してあるのが現在の495号線です。この黄色の線の横にオレンジ色で示してあるのが歩道の設置してない箇所が示してあります。

それから、ピンク色で書いてあるのは、これは先ほど課長が答弁しました協議を行った中で県が考えている、振りかえる箇所、こういったものが県が考えているところをピンク色で示しております。

課長の答弁では、振りかえ協議は2回行ったということで、そういった中で県の土木事務所のほうから振りかえ対象のことが提示されたというふうになっていると思えます。私たちも県の土木事務所に行って、この振りかえの問題について一定の説明を受けました。現在、正門町、また浜口のところで国道の整備が行われております。これ国道の整備をするという点では、国道の場合は、また、県道の場合、こういった点では設置工事の補助率、そういったものが違っています。国道を県管理の場合の歩道事業費っていうのは国が補助金対象になれば、国が50%、県が50%、県道の場合になった場合には歩道事業に対する補助金として出るのが国が50%、県が50%です。そして、交付金対象となった事業については国が55%、県が55%となっています。また、こういったものに乗らなくて県の歩道事業費、県単独費になれば、県が70%、町が30%という、こういった補助率になっています。そういった点では、国道の状況の中で歩道を整備すれば、町の負担割合っていうのはなく、県と国でそれを整備するということになっています。現在、今やっている正門町、浜口の整備も基本的には町の負担はありません。ただ、グレードアップ分、歩道のカラー舗装化とか、そういったグレードアップする分については町の負担が発生するという状況です。

それで、写真の箇所に戻りますけど。一応、現在、国道495号線の中で歩道が設置されてない箇所というのは、図の中に示されている1番のところ。若松芦屋境界線100メートル手前から、田屋の信号機交差点区間、これは片側には歩道がありますけど片側にありません。

それから、山鹿小学校前信号機から芦屋橋東区間、これは両側ありません。それから、芦屋橋西側、中ノ浜から芦屋中学校横を通り、白浜信号機区間、これは両側ないところは片側あるところ、これは中学校が四、五年前に中学校の土地を提供してつくった部分、こういったところには片側はあります。

それから、4番目の福岡銀行前、緑ヶ丘交差点から芦屋東小学校入り口、これは両側がありません。それから、5番目、浜口県営住宅前から芦屋競艇場入り口、自衛隊隣接地区間、これは片側はありません。あと6番目、7番目は、粟屋入り口バス停から粟屋バス停区間、また粟屋バス停から岡垣町境区間、これは両側あり、または幅員が狭いとか、なしの部分とかいろいろな部分が入っております。

先ほど、課長の答弁にもありましたように、国が歩道とか、そういったところを設置する場合、どういった基準で設定するのか、優先順位はどのようにつけるかというふうになれば、通学路であれば、それはやっぱり最優先的な優先順位に当たるということを土木事務所でも述べられていました。今、私が言った1番から7番目の区間の間、これは1番を除く、2、3、4、5、6、7番、これはすべて山鹿小学校、また芦屋小学校、芦屋東小学校の通学路の指定地域になっています。これは教育委員会から通学路指定表をもらったんで確認した中です。ということは、すべてが歩道設置のための優先的に行える区間に当たるということになります。

先ほど課長が言いましたように、今、芦屋町と県との間で495号線の振りかえが行われようとしています。これは495号線が振りかえがピンクの県の指定する、そういったところが変われば、そういった今の現行の495号線の歩道の設置してない部分っていうのは、なかなか歩道が設置しにくくなるし、また、したとしても町の負担がふえるという、そういった状況が生まれてきます。

そういった点では、今、この国道に指定されているこの状況の中で一刻も早く、こういったところに歩道設置をしていくという、そういったことを進めていくべきではないかと思えますけど、その点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大塚 秀徳君

今おっしゃられるように、当然、国道495号線には基本的には両車線側に歩道があるべき内容が一番望ましいわけですが、1のところとかは片側に最低でも歩道があるということでございます。

申されるように、当然通学路等については写真の②とか、④の福岡銀行から東小学校の入り口等、こういうところにつきましては先ほど申しますように、現在の県が管理する時点において、当然芦屋町としては振りかえ状況の条件等の中で進めて、町費でやるのではないというお話が今後、当然詰めていくわけでございます。

それと、浜口の県営住宅前でございますが、写真の5番目でございます。実はこれ先週でございますけれども、県土整備のほうからお話がありまして、実はこの4PTAの要請で、この箇所

についてはガードレール等の設置という要望がありまして、芦屋町から福岡県のほうにガードレールを早急に設置してください。通学路であるがためにということの要請も行ってあります。

先ほどの内容の中で用地取得というお話、私させていただきましたが、県土整備としては今後のこの写真箇所については、芦屋基地の用地の取得をしたいというような話もちらっと話が出ておりまして、この件につきましては、今後、また県土整備のほうは歩道の拡張を含めて協議をされていくという内容になってまいりますので、当然町としても振りかえを前提にこの用地取得を実行してほしいというような要請もやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

わかりました。

それでは、ここ写真が添付してありますので、それを個別に町がどのように考えているのか、町の認識をお伺いします。簡単で結構ですので、7カ所ありますので。

まず、1点目の若松芦屋境界線100メートル手前から田屋の信号の部分ですけど、ここは一応農地箇所であります。ただ、この地図には載っていませんけど、これについても県としては今の水巻芦屋線、それから田屋から水巻芦屋線につなぐ大きい道、これに振りかえたいという意向も持っています。そういった点でここは農地箇所でもありますけど、今後やっぱり芦屋町の山林箇所の都市計画もあります。そういった点で、ここの歩道の整備の必要性についてはどのようにお考えでしょうか。簡単で結構です。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大塚 秀徳君

この①の写真の現状でございますが、先ほど私が申しますごと車道に対して両側に歩道があつて初めて交通安全という形もありますが。この箇所につきましては付近にはまゆう団地ということで、子どもたちも当然、山鹿小学校の通学という形が考えられますけれども、通学路としましては団地から正津ヶ浜地区を経由しておるルートも設定されております。現在のところ、この分の県道の歩道整備というのは、コンクリートの縁石で幅1.5メートル程度が現在、常備されております。当然、振りかえということの中で片側について車道の幅等の問題もありますが、片側についてもカラー舗装で路面表示ができるのかどうか、今後の県との協議課題として検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

それでは、2点目の山鹿の丸八商店の前から通っている、この道路。この道路も通学路となっていますが、ここの歩道の整備についてはどのように考えるのか。

また、どういった整備が可能と考えますでしょうか。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大塚 秀徳君

写真の②の一番上の写真でございますが、これが元町周辺の現在の通学路でありながら国道495号線ということでございます。②の写真は安全確認ということを書いてありますが、この写真に向かって右側が側溝とラインの白線で引いてあります、これ外側線というわけですが、この側溝と外側線の間のカラー舗装、やはり町としては両側のカラー舗装ということで、今後は要請していきたいと思っております。

それと同じく②の写真、真ん中でございます。遠賀川沿いの国道495号線でございます。一応、写真としましては、現在芦屋橋のほうを向いての写真管理がされておりますが、この付近につきましては、別途、国の機関でかわまちづくりの計画が現在なされております。その工事等の状況もございますので、歩道等の整備についてもその事業、県土整備事務所と町がお互いになってどちらにどういうふうな形の歩道帯を設置するのか、それにつきましても今後の協議事項になってこようと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

それでは、第3点目の旧芦屋橋西から芦屋中学校方面、旧遠信前の通りです。ここについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大塚 秀徳君

この中学校横のルートにつきましては、当然、芦屋中学校の通学道路でもございます。現在、中央公民館前までの整備で旧遠賀信用金庫の坂道のところが歩道整備がなされていない。それと、遠賀信用金庫から芦屋橋の間が歩道の整備がないということで、先ほどの要旨3の中でも——芦

屋橋ができ上がるときに導流堤側、上下側に50メートルぐらいの取り付け道路ができるということで、これは将来にわたっては取り付け道路を設置すれば、今の遠賀川の導流堤を通学路としての制定をしていただき、残りが遠賀信用金庫から中学校前までが若干残りますが、このルートにつきましても用地取得がなかなかやりづらいというところもありますので、舗装による路面表示ということでの協議を行いたいと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

それでは4点目の福岡銀行前から芦屋東小学校、この通りについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大塚 秀徳君

4点目の福岡銀行から芦屋東小学校までです。このルートにつきましても両サイド、沿線の住宅等がございますので、両側にカラー舗装における路面表示としての歩道整備になろうかと思っておりますので、その付近につきましては、また、今後県土整備との協議として行いたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

次に、5点目の浜口県住前ですけど、これは先ほどの答弁の中でもありましたが、一応PTAからも要望があるということになっていきますし、そして、課長の答弁でもありましたように、防衛施設局との折衝次第では、道路の拡幅という、そういったことも実現できますので、ぜひ、そういった点では防衛施設局との折衝を行い、実現をさせていって安全・安心な道路に変えていただきたいというように思います。

6点目、7点目、これは栗屋、大城方面の大きい道ですけど、ここは4車線でありながら、こういったふうに整備されていないような歩道しかできていません。芦屋町の周辺の道路を見ましても4車線道路というふうになれば、相当やっぱりある程度の整備がされた歩道が設置されていますけど、ここはされていないという状況ですが、この点についてはどうお考えですか。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大塚 秀徳君

この6番、7番の写真箇所でございますが、この道路につきましては、芦屋町との振りかえ対象路線ではございません。今、議員がおっしゃられますごと、一部両側に歩道整備がされ、一部は片側のみというような国道495号線でも特に交通車両の多いところでございますので、今後、県の道路整備の中の一環として早急に歩道の整備という要請を町として考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

この歩道の設置というのは、やはり交通事故被害の危険性の緩和措置という、そういったことが主な中心的なねらいです。

今、国道495号線と他路線の振りかえ、こういったことが行われたとしても、部分的な車の流れは既に整備された道路、大きい道路を通っているということで、名目は変わっても依然交通状況は変わらないわけです。そういった点では、こういった道路整備をしていって、交通事故被害の危険性の緩和、これを進めていただきたいと思ひますし、また、言われたように歩道有効幅、有効幅員基準2メートル以下、こういったところの箇所についても検討すれば、やはり今以上の安全性が確保できるというふうに思ひます。そういった工夫もされながら、ぜひ495号の歩道整備を実現させていっていただきたいというふうに思ひております。

それと、関連しまして芦屋橋が開通する中で芦屋橋から、竹並芦屋線に続きますよね。今、現在、竹並芦屋線は花美坂を通過して、江川小学校まで整備されています。これから先、蟹住団地、また、火の坂そういったところの連携が今、工事をされていますけど、こういったところが開通していくという、それはいつごろになるのか、把握されているでしょうか。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大塚 秀徳君

今、言われる分につきましては、県事業、北九州事業じゃないかと思うんですが、ちょっと私は、今、その付近につきましては把握はしておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

これが開通しますと、北九州市のほうとしては、この芦屋竹並線を国道495号線にしたいという考え方を持っているということです。先ほど言いました県のほうは、今の振りかえで495をやるということですが、北九州としてはこの芦屋竹並線が北九州と続ければ、当然、県や芦屋町と芦屋竹並線を495線に昇格するという、そういった協議を行いたいということ、県の土木事務所を通して確認しましたところ、そういった回答が来ました。これは今後どうなるかわかりませんが、やはり相当将来設計も変わってきますので、十分な調査を行い、しっかり対応していただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大塚 秀徳君

今、言われますように国道495号線としての昇格という問題になれば、当然芦屋町の町道もその付近の対象路線となってまいりますので、やはり芦屋町としては安全・安心な道路行政ということで、やはり町民の皆さんが交通事故に遭わない、そういった路線としての確保をし、やはり県なりと今後は協議していくということになってこようかと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

それでは、3点目の取り付け道路の問題について伺います。

先ほどの課長の答弁では120メートル程度の道路については、国、県で整備を行うというふうに言われましたが、例えばこの芦屋町の庁舎の横から、それから源春寿司の前とか、金屋公民館の前、そういったところの歩道については、大変歩道が傷んでおり、でこぼこがたくさんある状況です。車いすを使用される方、また、障がい者の方、高齢者の方、こういった方は大変に使いづらいという声が上がって、歩道の整備をしてほしいという、そういった声がたくさんあります。今度のその取り付け道路の整備の中で、そういったところについての歩道の整備、バリアフリー化、こういったものは行われるでしょうか。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大塚 秀徳君

事前の協議の中での内容になりますが、現在の新しい交差点、でき上がりの分でございますが、ここから120メートルほど芦屋町役場寄り側のほうに来ます。大体、場所的には金台寺の入り口付近ぐらいになるわけでございますが、この現在の車道の舗装及び歩道の舗装、先ほど申され

ました植樹の柵等もございますが、こういった部分もコンクリート製品にて改めてやりかえ、歩道につきましてはバリアフリーを対象とし、全盲者等に対する芦屋橋から一連した点字ブロック等の設置をやるということで確認済みでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

よろしく願いいたします。

それでは、金屋公民館の横に横断歩道がありますね。この横断歩道については、過去たしか2回ぐらい死亡事故があったと記憶しています。これに対しては、付近の住民の方からも信号機を設置できないかという、そういった要望がありましたが、この道路整備の中で、そういった信号機の必要性、そういったものについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大塚 秀徳君

まず、信号機でございますが、現在の芦屋側の信号は、基本的には仮橋を基本にして一旦停止線が設けられております。従来の形に今後戻ってまいりますと、きぬ川電器店の前の芦屋港線という県道がございますが、これを含まずの一旦停止ラインが役場方向側に今後はできてまいります。当然、信号機でございますので、道路管理者等との協議があるわけですが、今回の120メートルの工事につきましては、原状回復ということが原則であり、芦屋橋側のほうに現在、信号機は設置してありまして、今、議員がおっしゃられる信号機まで約30メートルから40メートルぐらいのところには信号機の設置は、ということだろうと思います。

公安委員会等との話の中では、原則信号機区間は300メートルを大体標準とする。ただし、その300メートル以内に幹線道路とか、そういった車両が多く接続してくるような箇所につきましては、原則から外れた中で設置をするという考えはあるわけでございますが、今回の30メートルか40メートルぐらい離れたところに現在、そういう信号機がございますので、逆にそこに設置をすれば、交通渋滞もしくは交通事故の発生も予測されるということで、折尾警察署ともそういう会議も実際行っております。現在のところ、道路管理者として今回の工事内容の中に信号機を設置するという考えは持っておりません。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

それでは、最後に町長にお伺いいたします。町長は今度の施政方針の中でも、生活道路の整備、こういったものも上げておられました。今度の新しい予算の中で社会資本整備総合交付金とか、また、まだ過疎債が延長されて過疎債が使用できる可能性、そういった問題もあります。そういった点で、こういった制度を使いながらも交通事故の危険性から住民の命を守るため、現行の495号の整備、また生活道路の整備、安全性を高める。こういったことを今後行っていくという、そういったことについての決意を伺えたらと思いますので、よろしくお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

先ほど来より国道495号線、それから町道の振りかえ問題を中心として議員、いろいろ資料を取りそろえていただきまして、町民の安全・安心のためのいろんなご心配をいただいたご提案をしていただいております。

先ほど来より課長が申し上げておりますように、この振りかえ問題、以前から話があつておつたわけですが、ようやく昨年11月4日、この振りかえ協議の第1回目が行われたということでございまして、芦屋町の基本的な振りかえの問題のスタンスでございまして、芦屋町の町道というのがかなり整備を過去においてしておりますし、県道、国道に比べまして美化、それから安全の面ではいろいろ国道、県道よりも進んでおる。基本的にはもしこの振りかえというのはあくまでも国道、それから県道等芦屋町のいわゆる要望を伝えまして、要望どおり結局、議員がいろいろご提案をいただきましたような形で、整備をまずしていただく。このことが第1条件であります。それが整った時点で振りかえるというふうなことが、まず、第1の基本姿勢であるわけでありまして。

る、今から本格的な協議が行われるわけでございますので、議員、いろいろご心配されたご意見等々も反映いたしまして、真剣に取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

ぜひ頑張ってくださいと思います。

それでは、続きまして贈収賄事件の問題について伺います。もう時間が余りないので、簡単に聞きたいと思っております。

まず、最初に日本共産党福岡県委員会は今回の贈収賄事件に対して2月16日、県後期高齢者

医療広域連合に対して申し入れを行いました。

その内容といたしましては、まず、第1点目に贈収賄の動機とされる議員定数、それから事務経費の負担割合、派遣する職員数、副連合長ポストを決める際、公正公平な審議が尽くされるかどうか、こういったことを調査して広域連合議会に報告すること。

第2点目に、再発防止のために次のような運営の民主的な改善を行うこと。贈収賄事件を生んだ背景に県民不在の根回しが横行しているという反省に立ち、意見の違いは公開の場での徹底した審議の中で解決するように努めること。規約の中に市町村議会の報告義務、議員定数の公平配分、75歳以上の高齢者の諸般への仕組み、情報公開の徹底などを盛り込み、運営について市町村を通じて高齢者からの直接の意見の聴取を行うこと。

そして、3点目に、県民の信頼回復のためにも今年の総選挙で示された主権者国民の願いを受けとめ、本県の高齢者の生活実態に応じた保険料の負担の軽減を図ること。

こういったことを申し入れました。

私も芦屋町より広域連合の議員として選出されていますので、3月29日に開かれる広域連合議会では、再発防止のための民主的な改善を求めていきたいというふうに思っていることをまず最初に言っておきます。

次に、こういった問題をなぜ県や町村会、広域連合が舞台となった事件を協議会で取り上げるとかという、そういった点では中でも述べましたように、この事件の原資、わいろや接待の原資は公金であって市町村住民の税金が食べ物にされた事件であるということからです。全国町村会は町村職員を対象とした生命保険や町村に対する賠償責任保険などの共済事業を実施し、県の町村会はこの保険の契約手続などを代行しています。

福岡県町村会は毎年1,500万円前後の交付金を受けており、2007年度の交付金は約1,170万円、笹渕前事務局長が毎年このうち数百万円を事務局長名義の口座にプールして常時3,000万円から4,000万円が裏金として管理されたといえます。

福岡県の町村会は県内38全町村が加盟する任意団体で、公共事業や福祉政策などに関する町村の陳情や要望をとりまとめ、県に伝えるのが主な活動です。町村会が事務を取り扱うのは福岡県市町村職員退職手当組合など一部事務組合の4団体と、町村会や県市町村振興協会などの任意団体が約10団体、これを取り扱っています。この中で舞台となった福岡県市町村振興協会、これは県から交付される市町村振興宝くじ、サマージャンボ、オータムジャンボ宝くじ、こういった収益を管理して、町村振興目的の事業に支出しています。2008年度の交付金収入は約20億円、介護ヘルパーの育成など市町村振興事業に充てられ、一部は積み立てられて2007年度末の基金特別会計の残高は約200億円、こういったものを扱っています。こういった公金が裏金として不当に流用されていったということです。つまり、今回の裏金の原資には

県下の町村が負担した公金と全国町村会の共済事業や宝くじの交付金、こういったものが充てられています。宝くじの還元金は市町村に還元するべきお金で、これらの交付金の不正流用に対してやはり県民の大きな批判が高まっているわけです。

やはりこのわいろによって県と市町村の関係がゆがめられ、地方自治を踏みにじった、やっぱり今回の事件の全容解明と再発防止、これは絶対必要だということです。そういった点では、こういった私たちの町も無関係ではない事件なんです。

それで、先ほど言いました政治倫理規則、また職員倫理規則、情報公開制度、こういったものがなぜ必要かという、町村会とか、先ほど言った振興協会、これは任意団体であって、こういったものが設けられていません。報道によりますと、天野被告らは町村会を初め、監査が甘い団体を中心に1,000万円以上を不正に引き出して裏金にした疑いがあることが18日、捜査関係者の取材でわかったと。町村会の事務局は県自治会館管理組合など、四つの特別地方公共団体と県市町村振興協会など七つの財団法人や任意団体の事務を担当している。このうち特別地方公共団体が地方自治法に基づいて議会を設置して決算を承認する必要があり、任意団体の町村会とか、振興協会、こういったことに比べてチェック機能が働いている。また、監査役に外部の専門家を起用しているという、そういった点でチェック機能が甘い、そういった町村会や県市町村振興協会の不正を行われたということなんですよ。

ですから、町としましてもやはり任意団体に対してもちゃんとした政治倫理規則や職員倫理規則、情報公開制度、こういったものを設けないと再発防止にならないということで、ぜひ町長にもそういったことを要望していただきたいというように思います。

それとあと、政治倫理条例についてですけど、やはり芦屋町もこういった政治倫理条例は制定しております。しかし、県においては知事と議員を対象にした資産公開条例がありますが、これも副知事とか、特別職とか、そういったことを対象外として本人名義以外は資産公開の報告義務がないという、そういったので本当に甘い状況です。そういった点では私たち議員も特別職の皆さんも、芦屋町の政治倫理条例で一定で水準で情報公開やそういった政治倫理規則を守っています。そういった点ではぜひ県にもこういった事件が起こって、被害になるのは芦屋町ですから、ぜひ要望いただいて、県にも厳しい政治倫理条例を制定していただくよう、強くお願いいたします。私の一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。